

2023年度 事業計画書

一般財団法人 大阪市職員互助会

会員を対象とした福利厚生に関する事業及び公益目的支出計画に基づく大阪市民等を対象とした公益事業等を次のとおり実施する。

(1) 会員を対象とした福利厚生に関する事業

ア 給付事業である共済事業

次に掲げる給付を行う。

- ・ 弔慰金
会員又はその配偶者、子若しくは父母が死亡したとき
- ・ 退会慰労金
会員が退職等で退会するとき
- ・ 特別見舞金
会員が傷病により休職した場合等
- ・ 出産等支援金
会員又はその配偶者が出産等したとき
- ・ 遺児育英資金
在職中に死亡した会員の被扶養者であった子が満18歳に達するまで

イ 慰安厚生事業

選択型福利厚生事業【大阪わくわくプラン 2023】

会員の元気回復や健康維持を目的として、商品交換、レジャー、グルメ、旅行等会員が選択できる多種多様な福利厚生サービスを提供する。

○ 福利厚生サービス利用券の提供

① 「モノ」メニュー

希望する商品を利用ガイドや会員専用サイトから選ぶ
主な例：カタログギフト、食品等への商品交換

② 「コト」メニュー

対象店舗で利用券又は QR コード®決済により利用
主な例：ホテルレストラン等のグルメ、レジャー、旅行

③ ポイント交換

「ベネフィット・ステーション」で利用できるポイントに交換

○ 福利厚生パッケージサービス「ベネフィット・ステーション」

- ・ 映画補助、宿泊補助、育児・介護サービス
- ・ 旅行、グルメ、スポーツクラブ、レジャー施設等の割引
- ・ 阪神甲子園球場プロ野球観戦チケットの特別販売

ウ 厚生資金貸付事業

- ・ 普通貸付
会員が臨時に資金を必要とするとき

- ・結婚貸付
会員又は会員の子若しくは扶養家族が結婚したとき
- ・教育資金貸付
会員が大学に入学するとき
会員の子若しくは扶養家族が小学校、中学校、中等教育学校への入学するとき又は高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程又は高等課程）、大学又は専修学校（専門課程）の合格後から在学中の資金を必要とするとき
- ・育児休業貸付
育児休業の承認を受けた会員が当該休業中の生活資金を必要とするとき
- ・介護・看護貸付
介護休暇又は看護欠勤の承認を受けた会員が休暇・欠勤を10日以上取得し、生活資金を必要とするとき
- ・葬儀費用貸付
会員の配偶者、子、父母（姻族の場合は喪主となった時）又は扶養家族の葬儀費用を必要とするとき
- ・入院費用貸付
会員、会員の配偶者、子、父母又は扶養家族が2週間以上入院し、入院費用を必要とするとき
- ・災害貸付
会員の住居が風水害、震災、火災で被害を受け修繕費用を必要とするとき

エ 物資斡旋事業

- ・カタログやインターネット等による家電商品等のあっせんを行い、会員の生活利便の向上を図る。

オ 特約店斡旋事業

- ・互助会と特約契約を締結することで、割引やサービスを提供し、会員の生活利便の向上を図る。
- ・ライフプランセミナーを開催するなど、会員のより良い生涯設計に資するライフプラン支援サービスを提供する。

カ 会員交流支援事業

会員が会議・研修・サークルなど会員交流活動を行うことを支援するため、互助会と提携する貸会議室への利用料金の助成を行う。

キ 保険等取扱事業

不慮の事故・災害・病気等に備え、会員の安定したライフプランの構築に寄与するため、次の保険を取り扱う。

《団体保険》

互助会が契約者となることにより、スケールメリットを生かし、保険料の割引

や内容の充実した保険を提供する。

- ・団体保険「おもいやり」

事故又は病気により死亡・高度障がいになった場合に保険金が支払われる「基本保険」のほか、特約として「継続プラン 80」、「特定疾病克服プラン」、「医療費サポートプラン」を取り扱っている。

- ・団体総合生活保険「傷害補償・あんしんメディカル（医療補償）・がん補償（オプション）・介護補償（オプション）」

ケガによる入院・通院・手術等を補償する「傷害補償」、ケガや病気の入院・手術等を補償する「あんしんメディカル」、がんのリスクに備える「がん補償」、もしもの介護に備えた「介護補償」を取り扱っている。また、「特定感染症危険補償特約」や、日常の法律上の賠償責任を補償する「個人賠償責任補償特約」及び法律相談費用や弁護士費用を補償する「弁護士費用アシスト」も加入できる。

- ・公務員賠償責任保険

公務を執行していく上で起こりうる住民訴訟及び民事訴訟のリスクに対応する。

- ・生活協同組合全国都市職員災害共済会火災共済

火災、落雷等により建物・動産に損害が生じた場合に、共済金が支払われる。

- ・拠出型企業年金保険「ハッピーライフ」

会員の老後の生活資金確保や財産形成を支援する保険で、保険料払込期間終了後、年金又は一時金として受け取ることができる。また、所定の条件を満たす場合は、保険料払込期間中の一部払出しも可能。（予定利率 1.25%）

《団体扱保険》

互助会と保険会社との契約により団体扱いとすることで、会員個人が契約している保険について保険料割引等のサービスを受けることができる。

- ・生命保険

生命保険会社（16 社）の団体扱いにより保険料を割引する。

- ・自動車保険

自動車保険取扱保険会社（5 社）の団体扱いにより保険料を割引する。

- ・火災保険

火災保険取扱保険会社（5 社）の団体扱いにより保険料を割引する。地震保険の付帯が可能。

- ・ペット保険

動物のケガ・病気に対し治療費の一部を補償する。団体扱いにより保険料を割引する。

- ・医療総合保険「ながいき医療（基本保障・無解約返戻金型）」

簡単な告知で一生の医療保障が受けられる。

ク その他の福利厚生事業

- ・会員制施設

ラフォーレ倶楽部と提携し、会員が法人会員料金で利用できる機会を提供する。

- ・法律相談事業

会員の法的トラブル対応の一助として、無料で弁護士に相談できる機会を提供する。

- ・その他

当会の事業等の情報をより詳しく会員へ提供するためのツールとして、広報誌「four-leafクローバー」を年3回発行する。また、ホームページを活用し、時宜にかなった情報サービスの提供を行う。

(2) 大阪市民の福祉及び便益に資する事業

ア 文化及び芸術の振興事業

- ・音楽コンサート、人形浄瑠璃「文楽」、上方落語寄席等

大阪市民等を対象としたイベントを参加費無料で開催し、文化及び芸術の振興に寄与する。

イ 防災啓発事業

- ・防災に関するリーフレットや防災用品を配布し、防災啓発活動を行う。

ウ 児童・青少年の健全な育成事業

- ・講習会・体験会

市内の児童等を対象としたワークショップ等を参加費無料で開催する。

エ 寄附

- ・大阪市民の保健衛生にかかる事業に資することを目的として、2023年度に限り大阪市への寄附を行う。

(3) 保険代理店業

会員の福利厚生の充実を図るとともに、互助会の安定的事業運営に資するため、保険代理店業（損害保険・生命保険）を実施している。

【取扱保険】

団体総合生活保険「傷害補償・あんしんメディカル（医療補償）・がん補償（オプション）・介護補償（オプション）」

公務員賠償責任保険

団体扱自動車保険

団体扱火災保険・地震保険

団体扱ペット保険

医療総合保険「ながいき医療（基本保障・無解約返戻金型）」

長期一括払火災保険

インターネット専用保険

- ・ 1 日型自動車保険
- ・ 海外旅行保険
- ・ ゴルファー保険
- ・ スマート団体総合生活保険（すまだん）
- ・ 医療総合保険 「スマートながいき医療」（すまなが）